

阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報掲載の範囲は、阿波市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定を準用するものとし、その広告を掲載する団体等（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

大きさ	1 枠 縦 45×横 170 (ピクセル) 2 枠 縦 90×横 170 (ピクセル)
形式	JPEG、GIF 形式 (アニメーション不可)
容量	5 KB 以内

2 広告はバナー広告とし、掲載位置はホームページのトップページとする。また、掲載枠の位置について広告主は指定できないものとする。

3 画像の ALT 属性テキストは「広告：」で始め、全半角を問わず 30 文字以内とする。

4 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先において要綱等に抵触していると判断したとき、あるいはおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は月を単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載期間の掲載開始日は月の初めての平日とし、掲載終了日は掲載終了月の末日(末日が平日でない場合は、翌月の初めての平日とする。)とする。

(掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠分掲載につき 1 か月 1 万円とする。ただし、3 か月以上継続して掲載する場合は 1 か月 8 千円、6 か月以上継続して掲載する場合は 7 千円で算出するものとする。なお、2 枠分掲載の場合は、1 枠分掲載で算出された金額に 2 を乗じた額とする。

(リンク先の変更の求め等)

第6条 掲載広告のリンク先のホームページの内容およびリンクしている内容が法令又は要綱等に違反しその他適当なものでない場合は、広告主に対しその変更を求めることができる。

(掲載の申込み)

第7条 広告の申込みは、阿波市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）以下「申込書」という。）と原稿（原稿案でも可）を添えて提出するものとする。また、申込みの際は、本人を確認するものの提示を求めることができる。

2 申込みは、原則として掲載を希望する月の 2 週間前までとする。

3 同一広告主が申込みことができる広告は、同時期に 1 件限りとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理した時は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者は、広告掲載開始月の5日前までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告原稿作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、掲載月の5日前までに提出しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第11条 市長は、次の号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。
- (3) 第3条第4項及び第6条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規程により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、市長に対し、阿波市ホームページ有料広告掲載等変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

3 広告主は、リンク先のページのアドレスが変わった事によるリンクのみの変更の場合にあっては、変更しようとする月から起算して7日前までに、市長に対し、阿波市ホームページ有料広告掲載等変更申込書を提出し、承認を得るものとする。

4 前3項の申込みは、要綱第4条の規定を準用するものとする。

(広告掲載取りやめの申出)

第13条 広告主は、阿波市ホームページ有料広告掲載取りやめ申出書(様式第4号)の提出により、ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は広告掲載料の返還を求めることはできない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。ただし、1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割とし、円未満は切り捨てるものとする。この場合において、広告が掲載できなかつた期間の計算は、広告が掲載できないと市が確認したときから起算する。

3 次に掲げる理由により、本市がホームページを閉鎖した場合(閉鎖の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、閉鎖の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災事変その他非常事態が発生した場合

4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(禁止行為)

第 15 条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) サーバーその他本市のコンピューターシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他市長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を追うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この告示は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載申込書

広告掲載について、次のとおり申込みます。

広告掲載申込者	ふりがな 所在地	〒 ー	
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者現住所		
	ふりがな 代表者職氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	T E L	
F A X			
Eメール			
広告媒体	阿波市 WEB ページ(トップページ)		
広告の大きさ	<input type="checkbox"/> 1 枠分 <input type="checkbox"/> 2 枠分		
掲載希望期間	年 月 から 年 月まで		
掲載金額	枠分×掲載期間 か月＝ 円		
業 種			
リンク先 URL	http://		
広告の内容 (原稿案も添付してください)	ALT 属性 (30 字以内)	広告：	
	<p>.....</p> <p>バナー広告原稿ファイルが既にある場合は、添付してください。</p>		
そ の 他	<p>申込みにあたっては、阿波市有料広告掲載取扱要綱及び阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領を遵守するとともに、阿波市が申込者の市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。</p>		

様

阿波市長

阿波市ホームページ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で、申込みのありました阿波市 WEB ページへの広告掲載について次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定 広告掲載を承諾します。 (2以降参照)
 広告掲載を不承諾とします。

(理由)

2 掲載内容

3 条件

- (1) 掲載媒体 阿波市 WEB ページ (トップページ)
(2) 掲載期間 年 月 から 年 月
(3) 広告位置 市が決定します。
(4) 掲載料金 円 (税込)
(5) 掲載料支払期限 年 月 日 (一括前納)
(6) 原稿提出期限 年 月 日 (広告主が作成)
(7) その他 阿波市有料広告掲載取扱要綱、阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領等の規定に従うこと。

4 手続き

この「決定通知書」の発行をもって広告掲載の確定となりますので、掲載完了まで大切に保管してください。

また、上記の内容及び条件をご確認のうえ、各期限までに掲載料支払、原稿提出の手続きを完了してください。手続きが完了していないと市 WEB ページに広告を掲載できませんのでご注意ください。

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載等変更申込書

広告掲載について、次のとおり変更いたします。

広告掲載者	ふりがな 所在地	〒 ー	
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者現住所		
	ふりがな 代表者職氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	T E L	
F A X			
Eメール			
広告媒体	阿波市 WEB ページ(トップページ)		
広告の大きさ	決定通知のとおり		
掲載希望期間	年 月 から 掲載期間終了 まで		
掲載金額	領収済み		
業 種			
リンク先 URL	http://		
広告の内容	ALT 属性 (30 字以内)	広告：	
	<p>.....</p> <p>バナー広告原稿ファイルを、添付してください。</p>		
その他	<p>申込みにあたっては、阿波市有料広告掲載取扱要綱及び阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領を遵守するとともに、阿波市が申込者の市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。</p>		

様式第 4 号

年 月 日

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載取りやめ申出書

阿波市ホームページ有料広告掲載について、阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要綱第 13 条の規定に基づき、広告掲載の取りやめを申請いたします。

掲載取りやめ期間 年 月から 年 月まで

広告掲載者

ふりがな

所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

代表者氏名

ふりがな

担当者氏名

連絡先 (TEL)